「称光天皇授藤原持基関白職詔」(『兼宣公記』)注釈稿

【翻刻】

先関白扵左大臣然後奏下一如舊典庶續大文基王業也得賢佐扵渭濵之月聖人猶假文基王業也得賢佐扵渭濵之月聖人猶假於自合和羹之器夫万機巨細百官揔己皆好自合和羹之器夫万機巨細百官揔己皆

令知朕意主者施行

麓赫と之跡須達四門穆と之聰布告遐迩

應永卅一年四月廿日

【本文】

月。聖人猶仮船楫之力、眇身盍賴股肱之資。左大臣藤原朝臣、用柄徳備詔、殷湯開帝功也、求良弼於傅野之雲。周文基王業也、得賢佐於渭浜之

皆先関白於左大臣、然後奏下、一如旧典。庶続大麓赫々之跡、須達四門兮、尤堪理民之才。負鼎任重兮、自合和羹之器。夫万機巨細、百官惣己。

田村

航

応永卅一年四月廿日

穆々之聡。布告遐邇、令知朕意。

主者施行。

【訓読】

応永三十一年四月二十日

【底本】

に翻刻されているのであるが、後述するように字句の誤っていると思わ 四月二十日条に所収されるものである。『史料纂集』所収の『兼宣公記 れる箇所が認められる。また当該の文書は広橋綱光自筆『綱光公記』(H 広橋兼宣自筆『兼宣公記』(H─一○ハ三─六二一)応永三十一年(一四二四) ものであろう。 おり、『兼宣公記』所収のものと字句の異同がないため、これを筆写した ―一〇八三―六六七)享徳二年(一四五三)四月二十八日条にも所収されて 当該の文書は、国立歴史民俗博物館所蔵『広橋家旧蔵記録文書典籍類』、

【出典】

者については、大江匡衡「春日野行」(『江吏部集』上―三一) に、後者につ のなのであるが、この字句と合致する用例はなかなか確認できない。 二、『和漢朗詠集』老人―七二七)に類例が確認できる。 【語釈】で示すとおり、殷の傅説および周の太公望の故事を踏まえたも 当該文書における「傅野之雲」および「渭浜之月」の語句は、 天元二年(九七九)の大江匡衡「寿考対策」(『本朝文粋』巻三―八 後述の 前

> 郊外雪銷春採菜、 行人顧望日将矄

此時想得和羹事、 誰問当初傅野雲。

とす。此の時想ひ得たり和羹の事を、 郊外の雪銷えなば春菜を採らん、 行人顧望すれば日将に曛れん 誰か問はん当初傅野の雲

を (1)。

ついで「寿考対策」である。

太公望之遇周文、

渭浜之波畳面

綺里季之輔漢恵、 商山之月垂眉

太公望の周文に遇へる、渭浜の波面に畳めり。

綺里季の漢恵を

輔くる、商山の月眉に垂れたり(2)。

る必要がでてくるのであるが、当該文書の草者が判明しないところから、 のならば、それではなぜ匡衡の詩文を踏まえたのかという問題を解明す ないであろう。もし当該文書が匡衡の詩文を踏まえたものであるとする いことと相まって(3)、当該文書が匡衡の詩文を踏まえた蓋然性は低く 確認できることはなかなか偶然とは見なしえず、他に用例の確認できな 当該文書において大江匡衡の詩文と通じる字句が、二個所にわたり、

【背景】

この問題については後考を俟つよりほかはない。

「春日野行」から見てみよう。

既述のとおり、 当該文書の草者は判然としない。応永二十九年から永

兼宣の嫡子である宣光(兼郷)も同様に応永十六年閏三月二十三日に七歳 その理由を「余依為儒中也」(余儒中たるに依るなり)と日次記に記載する られた官歴からうかがえる(5)。 条為清が大江匡衡を踏まえる理由についても詳らかにしえない。当該文 享六年 (一四二二~三四) 可為公卿儒、 光は足利義教の名字を選定するにあたって「依之可被仰儒中之由有議。 で文章生、 のであるとおぼしく、兼宣は一定程度には儒学に通じていた模様である。 親疏の序を別ちて乱るること無からしむる所以なり) などの経文を踏まえたも とおり、 宣は洞院満季から釈奠における詩の添削をたびたび求められ、 もなわない形式上のものであったと考えられるのであるが、それでも兼 三六八)正月二十五日に三歳で学問料をあたえられ、応安六年(一三七三) 書が『兼宣公記』に収載された理由については、広橋兼宣が貞治七年 (一 条為清が想定できなくはないのであるが(4)、 長幼・親疏之序而無乱也」(夫れ祭るに昭穆有り。昭穆は、 八月十九日に対策、嘉慶二年(一三八八)五月二十六日に文章博士に補せ 代ハ昭、 『礼記』「祭統」 儒者であることを自認していたのである(6)。兼宣が「人ノ身 一代ハ穆。 翌年二月三日に方略試ならびに対策を経ているうえ(8)、 又沙汰出来。 昭穆々々ト列スル事ナリ」と日次記に記すくだり の の間に大内記に任じていたことが確認できる五 仍以右大弁可為勘者云々」(之に依り儒中に仰せ 「夫祭有昭穆。 幼くしての補職であるため、 昭穆者、 確証はない。そのうえ五 所以別父子・遠近・ 父子・遠近・長幼 みずから 内実をと 宣

【語釈】

○紹 天皇の意志を伝達する文書であり、臨時の大事に際して発給するですが、ある、○紹 天皇の意志を伝達する文書であり、臨時の大事に際して発給する事政を庸み、勲華に謝す) と見える。

進呂尚於渭水之浜」(臣聞く、殷湯伊尹を畎畝の中に聘し、周文呂尚を渭水の浜 寧表」(魏の桓範管寧を薦むる表) に 内侵、 ○殷湯 に進む)と見える。 之を定む)、『藝文類聚』巻三十七「人部二十一・隠逸下」に「魏桓範薦管 殷湯革命、伐而定之」(桀暴虐たれば、諸夷内侵し、 殷の湯王。『後漢書』巻八十五 「臣聞、 「東夷列伝」に 殷湯聘伊尹於畎畝之中、 「桀為暴虐、 殷湯革命、 伐ちて 周、文、 諸夷

彪列伝下」に「分州土、立市朝、作舟車、造器械、斯軒轅氏之所以開帝の開帝功 天子が国を統治する事業を開拓する。『後漢書』巻四十下「班

日条)に「俟賢弼良佐、必開帝功」(賢弼良佐を俟ちて、必ず帝功を開かん)帝功を開く所以なり)、「答藤原基通公辞摂政表勅」(藤原〈近衛〉基通公摂政功也」(州土を分かち、市朝を立て、舟車を作り、器械を造るは、斯れ軒轅氏の功也」(州土を分かち、市朝を立て、舟車を作り、器械を造るは、斯れ軒轅氏の功也」(州土を分かち、市朝を立て、舟車を作り、器械を造るは、斯れ軒轅氏の

と見える。

○傅野之雲 傅巌の原野にかかる雲。上記【出典】を参照。「傅野」は殷

○周文 周の文王。前掲「魏桓範薦管寧表」を参照。『三国志』巻四十「蜀書十・彭羕伝」に「昔高宗夢傅説、周文求呂尚」(昔高宗は傅説を夢み、周書十・彭羕伝」に「昔高宗夢傅説、周文求呂尚」(巻四十「蜀)の文王。 前掲「魏桓範薦管寧表」を参照。『三国志』巻四十「蜀

○基 はじめ、起こり。『漢書』巻三十六「劉向伝」に「及至周文、開基、

○賢佐 賢明な輔佐。良佐。『漢書』巻四十九「鼂錯伝」に「陛下之徳厚に、「と見える。
○賢佐 賢明な輔佐。良佐。『漢書』巻四十九「鼂錯伝」に「陛下之徳厚と見える。

○渭浜之月 渭浜にかかる月。渭水の浜における月。上記【出典】を参いる望が周の文王に見いだされた場所。渭浜は黄河の支流である渭水のほとりのことで、釣りをしていた太照。渭浜之月 渭浜にかかる月。渭水の浜における月。上記【出典】を参

楫者、非能水也、 利するは、蓋し諸を渙に取る)と見えるところから、「聖人」は黄帝・ 木を刻りて楫と為し、舟楫の利、 辞下伝」第二章に「黃帝・堯・舜、 ○聖人猶仮船楫之力 水に能ふるに非ざるなり、 舜のことであろう。「仮船楫」は文脈に鑑みて、『荀子』「勧学」の 以済不通、致遠以利天下、蓋取諸渙」(黃帝・堯・舜、…木を刳りて舟と為し、 而絶江河。君子生非異也、善仮於物也」(舟楫を仮る者は 聖人であっても舟と楫の助力を仰ぐ。 而るに江河を絶す。君子は生異なるに非ざるなり、 以て通ぜざるを済し、 …刳木為舟、 剡木為楫、 遠きを致して以て天下を 『周易』「繋 舟楫之利、 仮舟 善

入り、 基関白職詔」(伏見天皇藤原 秋左氏伝』襄公十九年に「今将借人之力、以救其死」(今将た人の力を借り く物に仮ればなり)を踏まえた模様である。 一年〈一二八九〉四月十三日条) 以て其の死を救へり)と見える 巨川舟楫の用に備ふ)との用例もあげられる。「之力」については『春 〈近衛〉家基に関白職を授くる詔)(『勘仲記』正応 0) 「殷説入夢、 このほか「伏見天皇授藤原家 巨川備舟楫之用」(殷説夢に

○眇身 身忝自藩被擢、 忌佛事勅願文草」(『後愚昧記』永和三年〈一三七七〉正月二十九日条)の「眇、 細末也」と記される。 を以て、王侯の上に託す)と見え、当該箇所に関する顔師古の注には 十一月の詔(『漢書』巻六「武帝紀」)に「朕以眇身、託于王侯之上」(朕眇身 る言葉。 宁みて立つべし)があげられる。 ここでは「聖人」と対比されている。 取るに足りない身。天子が自身をへりくだっていう際に使用す 謬当宁而立」(眇身 他の用例としては、 がたじけな くも藩より擢んでられ、謬りて当に 菅原在胤 元鼎五年 (紀元前一一三) 「後光厳天皇第四年 眇、

(誠に是れ国の冠冕、

朕の股肱なり)と見える。

会盍 については、 自筆本は楷書で「盍」と記している。『綱光公記』も「盍」である。 と翻刻し、意味の上においては「盍」と「蓋」とは通用するのであるが どうして~しないのか。~したらどうなのか。『史料纂集』では「蓋 次項を参照 用例

紀 〇頼 に「幸頼股肱禦侮之助、 当てにする。 前掲 「良弼」 残醜消蕩、 の語釈のほか、『後漢書』巻七「孝桓帝 民和年稔、 普天率土、 遐邇洽同」

> の明王至治の昔も、 日条)の (幸ひにして股肱禦侮の助けに頼り、 〈近衛〉 憑 遐邇洽同す)と見え、「後白河天皇授藤原基実関白職詔」(後白河天皇藤 にも通じる言葉であろう。 「彼明王至治之昔、 基実に関白職を授くる詔)(『兵範記』保元三年 猶ほ良弼を資る。是れ小子愚昧の今は、 猶資良弼。 残醜消蕩し、 是小子愚昧之今、 民は和らぎ年は稔り、 〈一一五八〉八月十一 盍ぞ賢才を憑まん) 盍憑賢才」(彼 普天率

原 共

 \mathcal{O}

〇股肱 堀河天皇授藤原道家関白職詔」(後堀河天皇藤原 僖公二十六年に「昔周公・大公、 室に股肱として、成王を夾輔す)、 る詔)(『詔勅宣下摂関准后作進之実記』天)に「誠是国之冠冕、朕之股肱也 必要缼くべからざる重臣。前項『後漢書』のほか、『春秋左氏伝』 安貞二年 (一二二八) 十二月二十四日 股肱周室、 夾輔成王」(昔周公・大公、 〈九条〉 道家に関白職を授く 後 周

之馭時俗、 〇之資 がごとし)と見える。 する表に答ふる勅) 桀を掃ふ)、 「曹公乗漢相之資、挟天子而掃群桀」(曹公漢相の資に乗じ、天子を挟みて群 〜の地位。 猶須賢良之資」 「答藤原基通公辞関白表勅」(藤原 (『猪隈関白記』建久八年 〜の助力。『三国志』巻五十四 (帝鴻の時俗を馭するに、猶ほ賢良の資けを須ゐる 〈一一九七〉七月五日条)に 〈近衛〉 「吳書九・呂蒙伝」 基通公関白を辞せんと 「帝鴻 に

四四五)。 〇左大臣藤原朝臣 関白二条師嗣の次男で、 二条持基。 生歿は明徳元年~文安二年 応永十七年 (一四一○) に兄満基の死歿 (一三九〇~一

ぐり、 差配したり (『満済准后日記』正長二年三月九日条)、 るまで摂関の地位にあった(『公卿補任』)。 月のあいだ、 政に転じ (『薩戒記』 同年七月二十八日条)、永享四年 (一四三二) 八月から十 せられたのは、 に関する諮問を受けたりするなど (『同』 同年九月四日条)、義教に重用さ 永二十七年である (『康富記』 同年閏正月十三日条)。 同三十一年に関白に補 により、 (『看聞日記』同年五月二十二日条)。正長元年 (一四二八) に後花園天皇の摂 後小松院歿後の後花園天皇の諒闇の是非をはじめ、 兼良と拮抗する関係にあった(『同』永享五年十月二十四日条)。 その養子として二条家の家督を継承。 一条兼良が一時的に摂政に補せられた期間を除き、死歿す 前任者の九条満教が足利義持の不興を蒙ったからである 足利義教の元服の際の装束を 左大臣に任官したのは応 義教から永享への改元 朝廷の故実をめ

○用柄 権力を授けて任用すること。柄用。『漢書』巻八十五「谷永伝」 ○用柄 権力を授けて任用すること。柄用。『漢書』巻八十五「谷永伝」 ○用柄 権力を授けて任用すること。柄用。『漢書』巻八十五「谷永伝」 ○開柄 権力を授けて任用すること。柄用。『漢書』巻八十五「谷永伝」 ○別の「永知鳳方見柄用、陰欲自託」(永鳳の方に柄用せられんことを知りて、陰 ○別の「永知鳳方見柄用、陰欲自託」(永鳳の方に柄用せられんことを知りて、陰 ○別の「永知鳳方見柄用、陰欲自託」(永鳳の方に柄用せられんことを知りて、陰 ○別の「永知鳳方見柄用、陰欲自託」(永鳳の方に柄用せられんことを知りて、陰 ○別の「永知鳳方見柄用の性に当たる)と見える。

監照下土、天下戴之、此謂上皇」(九洛の事、治成り徳備はる。下土を監照しつ徳備 徳が備わる。『荘子』「外篇・天運」に「九洛之事、治成徳備。

備」(大人は 賜 せず、故に徳備はる」)と見える。、、、 キャメーンー 、 アト之を戴く、此れを上皇と謂ふ)、『同』「雑篇・則陽」に「大人不賜、故徳、天下之を戴く、此れを上皇と謂ふ)、『同』「雑篇・則陽」に「大人不賜、故徳

○理民 民を統治する。『史記』巻二「夏本紀」に「皋陶作士、以理民」

〇之才 ~の才覚。『論語』「泰伯」に「如有周公之才之美、使驕且吝、 「保育のという。」の器を懐く)、『薩戒記』応永三十二年(一四二五)十二月八日条に「儒弁之の器を懐く)、『薩戒記』応永三十二年(一四二五)十二月八日条に「韶曰、昔 は観るに足らざるのみ)、『三国志』巻二「魏書二・文帝紀」に「詔曰、昔 中尼資大聖之才、懐帝王之器」(詔に日はく、昔仲尼大聖の才を資とし、帝王 の器を懐く)、『薩戒記』応永三十二年(一四二五)十二月八日条に「儒弁之 である。

説湯、致于王道」(伊尹阿衡と名づく。阿衡湯に干めんと欲すれども由無し。乃の「伊尹名阿衡。阿衡欲干湯而無由。乃為有莘氏勝臣、負鼎俎、以滋味し、『史料纂集』はそのまま「屓」と翻刻するが、『史記』巻三「殷本紀」の負鼎 鼎を背負う。「負」を『兼宣公記』自筆本では楷書で「屓」と記

ち有莘氏の勝臣と為り、鼎俎を負ひ、滋味を以て湯に説き、王道を致せり)から、 「屓」は「負」の異体字と見なすべきであろう。なお『綱光公記』も「屓

と表記する。

条の如く候はば、位高く任重しと云々)と見える。 〇任重 貞治六年(一三六七)十二月十四日条に「如令条候者、位高任重云々」(令 (士は以て弘毅ならざるべからず。任重くして道遠ければなり)、『後愚昧記』 責任が重い。『論語』「泰伯」に「士不可以不弘毅。任重而道遠

有り。其の相遇ふ所以は、 ○自合 必有忠賢之臣。 自然に出会う。李康 其所以相遇也、不求而自合」(聖明の君には、 求めずして自ら合ふ)と見える。 「運命論」(『文選』巻五十三)に 「聖明之君、 必ず忠賢の臣

弖済川日新^{奈利}」(関白左大臣藤原朝臣〈二条持基〉は和羹年久しくして川を済る 〇和羹 正長元年〈一四二八〉七月二十八日条) 爾惟塩梅」(和羹を作すが若く、爾惟塩梅せよ)、「後小松上皇宣命」(『薩戒記』 天下を適切につかさどること。『尚書』「商書・説命下」に こと日に新たなり)と見える 種々の菜を混ぜ、味を調和させた吸物。転じて君主を輔佐して、 に 「関白左大臣藤原朝臣波和羹年久志 「若作和羹、

詩』巻一百三十七—一五)に「超超渭浜器、 落落たる山西の名)、『建内記』文安四年(一四四七)四月二十九日条に「彼 廷宰相の器有りと称す)、 〇之器 ~の器量。『漢書』「韋賢伝」巻七十三「朝廷称有宰相之器」 儲光義「哥舒大夫頌徳」(『儲光義詩集』巻二、『全唐 落落山西名」(超超たる渭浜の器) (朝

0)

相公旧領安堵、 当時朝用之器也」(彼の相公〈滋野井実益〉 の旧領安堵、 当時

朝用の器なり)と見える。

므 三十「年中行事・阿衡事」)の「其万機巨細、百官惣己、皆関白於太政大臣、 惣己」を「百官捴已」と翻刻し、 関り白さしめ、然る後に天子に奏御す)が典拠である。『史料纂集』 に総べて、以て冢宰に聴くこと、三年なり)が、 関する顔師古の注に「今呂太后臨朝行天子事、断決万機」(今呂太后臨朝 ある。「万機」については『漢書』巻三「高后紀」の「太后臨朝称制」 白さしめ、然る後に奏し下すこと、一に旧事の如くせよ)を規模とした修辞で 然後奏下、一如旧事」(其れ万機の巨細、百官己れに惣べて、皆太政大臣に関、、、、、 旧典を規模として施行するように。橘広相「賜摂政太政大臣関白万機詔 巻六十八「霍光伝」の 天子の事を行ひ、万機を断決す)と見え、「百官惣己」については『論語』 上をさせて、そのうえで天皇に奏して命令を下達することは、 〇夫万機巨細…一如旧典 人全員が自身に引き受けること。すべてはまず左大臣に関与ならびに言 「憲問」の「君薨、百官総己、 (摂政太政大臣〈藤原基経〉に万機を 関 り白さしむる詔を賜ふ)(『政事要略』巻 「百官総己」」『日本歴史』第八七一号、二〇二〇年)。 (百官総已)と理解するべきであるという説を提示している 「諸事皆先関白光、然後奏御天子」(諸事皆先づ光に いったい天子の政務は微細にわたるまで、 以聴於冢宰、三年」(君薨ずれば、百官己れ 春名宏昭氏は「百官総己」を 「関白」については『漢書 ただただ は (「関白詔 「百官総 「百官 官

○床続 希望するのは~に続くことである。『後漢書』巻七十三「公孫瓚

四門穆穆たり。 〇大麓 摸を尋ね、 天皇授藤原道教関白職詔」に「尋累門之嘉摸、 摂行天子政巡狩」(舜大麓に入り、烈風雷雨に迷はず。堯乃ち舜の天下を授くる 紀」に「舜入于大麓、烈風雷雨不迷。 に足るを知る。堯老い、舜をして天子の 政 「賓于四門、四門穆穆。納于大麓、 天子のことをつかさどる総領。 大麓の崇名を授く)と見える。 大麓に納るれば、烈風雷雨にも迷はず)、『史記』巻一「五帝本 烈風雷雨弗迷」 堯乃知舜之足授天下。堯老、 を摂行し巡狩せしむ)、前掲「光明 摂政。『尚書』「虞書・舜典」 授大麓之崇名」(累門の嘉 (四門に賓せしむれば、 使舜 に

○赫々之跡 華々しい功績の軌跡。『毛詩』小雅・節南山之什「正月」に「憶其賢長くる韶」、『後深心院関白記』康安元年〈一三六一〉十一月九日条〉に「憶其賢に「親親者、先内後外、先仁後義也。此王者之跡也」(親者を親しみ、内を先として外を後として、仁を先として義を後とするなり。此れ王者の跡なり)、「法赫宗周、褒姒威之」(赫赫たる宗周、褒姒之を威ぼさん)、『説苑』「政理」「後光厳天皇藤原〈近衛〉道嗣に関白職を「後光厳天皇藤原〈近衛〉道嗣に関白職を「後光厳天皇藤原〈近衛〉道嗣に関右を関する。

○須達 必ず到達しなくてはならない。苗晋卿「上代宗辞摂冢宰表」(代

以て王化の基を助くべし)と見える

弼に協ふ。宜しく子孟の跡を追ひ、

尤協良弼。

宜追子孟之跡、

以助王化之基」

(其の賢能を憶へば、

尤も良

葉なのであろう。

みて、当該文書の依拠した蓋然性が高いであろう。 ら任命された摂冢宰を辞退することと、「須達」に「聡」が続くことに鑑ら任命された摂冢宰を辞退することと、「須達」に「聡」が続くことに鑑に在りて、須らく宸聡に達せば、始めて国政を成すべし)は、苗晋卿が代宗から任命された摂冢宰を辞する表)(『旧唐書』巻一百一十三「苗晋卿伝」)の「但以宗に上 る摂冢宰を辞する表)(『旧唐書』巻一百一十三「苗晋卿伝」)の「但以

賓し、乃ち四凶族を流して、四裔に遷し、以て螭魅を御ぐ。是に於いて四門辟く。 也。 〇四門穆々之聡 見え、師曠が晋の平公の政治顧問をしていたところから(『春秋左氏伝』昭 六律、不能正五音」(師曠の聡も、六律を以てせざれば、五音を正す能はず)と 乃流四凶族、遷於四裔、 公八年春、『説苑』「君道」「建本」「善説」「辨物」)、 凶人毋きを言ふなり)とあるとおり、舜が四凶族を配流して四門を開い おける門で、「穆穆」は麗しいさま。『史記』「五帝本紀」に「舜賓於四門、 聡 四、門、 は耳が鋭く、さといこと。『孟子』「離婁上」に 四方之門」と見えるように、 前掲 「大麓」の注釈を参照。『尚書正義』に 以御螭魅。 於是四門辟。 四門は東西南北の四つの方角に 君主の輔佐と関聯する言 言母凶人也」(舜四門に 「師曠之聡、 穆穆、 不以 美

朕が意を明知せしめよ)、「後小松天皇授藤原師嗣関白職詔」(後小松天皇藤原肯へて我に従ひて游ばんとする者有らば、吾能く之を尊顕せん。天下に布告し、大夫、有肯従我游者、吾能尊顕之。布告天下、使明知朕意」(賢士大夫に、大夫、有肯従我游者、吾能尊顕之。布告天下、使明知朕意」(賢士大夫に、)に「賢士

らしめよ。主者施行せよ)と見える。九日条)に「布告遐邇、俾知朕意。主者施行」(遐邇に布告して、朕が意を知九日条)に「布告遐邇、俾知朕意。主者施行」(遐邇に布告して、朕が意を知人二条〉師嗣に関白職を授くる詔)(『吉田家日次記』応永五年〈一三九八〉三月

〇遐邇 遠近。前掲「頼」および「布告」の語釈を参照。

○**令知朕意。主者施行** 韶をしめくくる定型句。前掲「布告」の語釈を

【現代語訳】

参照。

ては、 典のとおりにすること。希望することは摂政となった舜の輝かしい功績 傅説のように自然に和羹の器量と出会った。そもそも天子の政務のすべ 堯・舜でさえ渡河するために舟と楫の力を利用したのであるから、 佐である太公望呂尚を渭水のほとりの月のもとで得た。聖人である黄帝 見いだした。 殷の高宗武丁は優れた輔佐の臣を傅巌の原野にかかる雲に求めて傅説を をさせて、 け民を統治する才覚に適している。伊尹のように鼎を背負う責任が重く、 左大臣藤原朝臣持基は、 称光天皇は次のように詔をした、 に足りない身である自分はどうして腹心の助力に頼らないことがあろう。 百官が自身に引き受けよ。 そののちに天皇に奏してからその仰せを下すことは、 周の文王は帝王による統治を確立するにあたり、 権力を授けられて任用され徳も備えて、とりわ 殷の湯王が天子による統治を興すと、 いずれもまず左大臣に関与および言上 賢明な輔 専ら旧 取る

の意を知らせなさい。詔をつかさどる者は実施のこと。な輔佐の域にまで到達しなくてはならない。ひろく世に伝え、わたくしに続くことであり、必ず螭魅を禦いで四門を開いた舜そして師曠のよう

応永三十一年四月二十日

研究」(研究代表者・家永遵嗣)の研究成果の一部である。橋家旧蔵記録文書典籍類』を素材とする中世公家の家蔵史料群に関する※本稿は国立歴史民俗博物館における二〇二〇~二二年度共同研究『広

注

- 四一号、二〇〇三年)を参照。 (1) 読解にあたっては、木戸裕子「江吏部集試注(十一)」(『文獻探究』第
- (2) 本文は漢字の用法に鑑みて『和漢朗詠集』のほうに依拠した。読解にあたっては、後藤昭雄『大江匡衡』(吉川弘文館、二〇〇六年) 二四~二五五号、二〇二〇年) を参照。匡衡の「寿考対策」については『江談抄』第六五号、二〇二〇年) を参照。匡衡の「寿考対策」については『江談抄』第六五号、二〇二〇年) 三四~二五
- 帝詔厳郊野月、周文礼厚渭陽風」(殷帝は詔を郊野の月に厳しくし、周文て「所貴是賢才」(貴ぶ所是れ賢才)との詩題による一条天皇の御製「殷、、) 寛弘四年(一○○七)四月二十五日に一条院で開催された作文会におい

関白記』、前掲後藤昭雄『大江匡衡』一五七頁)。 ろう。なおこの作文会においては大江匡衡が講師をつとめている(『御堂ろう。なおこの作文会においては大江匡衡が講師をつとめている(『御堂は礼を渭陽の風に厚くす)(『十訓抄』三―一六)は類例とはいえないまでは礼を渭陽の風に厚くす)(『十訓抄』三―一六)は類例とはいえないまで

- 寮叢刊』、『続群書類従』補遺二)永享六年(一四三四)三月十七日条。条、『看聞日記』(宮内庁書陵部蔵、貞成親王自筆本〈特―一〇七〉、『圖書(4)『薩戒記』(『大日本古記録』)応永二十九年(一四二二)十二月十八日
- (5) 『公卿補任』(『新訂増補国史大系』) 応永七年 (一四〇〇)。
- (6)『兼宣公記』応永二十九年 (一四二二) 二月九日条・同三十年二月五日
- (8) 『公卿補任』応永三十二年(一四二五)。
- (9) 『薩戒記』正長元年(一四二八)三月十二日条。
- (10) 『公卿補任』享徳三年(一四五四)。